

下豊川漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権遊漁規則

漁業権者の名称：下豊川漁業協同組合

漁業権者の住所：愛知県豊川市豊川町辺通3番地の4

漁業権の免許番号：内共第6号

対象となる漁場：内共第6号第5種共同漁業権に係る漁場の別記の区域

1 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具、漁法の制限

- ①漁場の区域内においては、竿釣、引掛、投網、刺網（地方名称「巻き網」をいう。）、四つ手網及びたも網以外の方法で遊漁をしてはならない。
- ②次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
投 網	一人一統、網目1センチメートル以上
刺 網	一人一統、網目1センチメートル以上
四つ手網	網の全長2メートル以下、網目1センチメートル以上
たも網	口径20センチメートル以下、網目1センチメートル以上

- ③漁場の区域内においては、(2)-①の規定によるあゆについて組合が公表する期間の初日から7月10日までの間は、竿釣（友釣及び毛針釣に限る。）以外の漁具・漁法によりあゆの遊漁をしてはならない。

- ④次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 びんづけ（セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。）
- 三 動力を利用する瀬干漁法
- 四 火光を利用して行う漁法
- 五 水中銃（発射装置を有する刺突具類であって、水中で使用するもの）

(2) 遊漁期間

- ①次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こい、ふな、おいかわ（しらほえ）、うぐい、うなぎ及びてながえび（以下「雑魚」という。）	1月1日から12月31日まで。ただし、おいかわについては竿釣以外は3月1日から11月30日までとし、てながえびのたも網については1月1日から7月31日まで及び9月1日から12月31日までとする。

- ②①の公表は、組合事務所の掲示板に掲示して公表するものとする。

(3) 禁止区域

(2)の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中、ウ欄の魚種の遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
豊川市三上町地内三上橋上流端の上流 500メートルから同上流端の下流 500メートルまでの区域及び豊橋市牛川町暮川地内豊橋市上水道取入口上流端の上流 500メートルから同上流端の下流 500メートルまでの区域	6月1日から7月31日まで	おいかわ（しらはえ）
豊川市三上町地内三上橋から下流豊川市行明町地内渡船場までの間に造成されたうぐいの産卵場の周囲 100メートル以内の区域	3月1日から4月30日まで	うぐい
三上橋から下流	8月1日から8月31日まで	てながえび
豊川市当古町西新屋の当古橋の上流端の上流 800メートルから同上流端の下流 1,100メートルまでの区域	9月1日から11月30日まで	全魚種

(4) 全長の制限

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	20センチメートル
ふな	6センチメートル
おいかわ（しらはえ）	5センチメートル
うなぎ	20センチメートル

2 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下又は肢体不自由者4級以上の者で、組合が承認したときは雑魚の遊漁は無料とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	竿釣及び引掛	1日 2,000円
		年券 13,000円
雑魚	網漁具	1日 5,000円
		年券 3,000円
	網漁具	1日 2,000円

- (2) 遊漁料は、組合の指定する遊漁承認証取扱所において納付しなければならない。ただし、やむを得ない理由による場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合は、あゆについては、1,000円、雑魚については500円をそれぞれ加算した額とする。
- (3) (2)に規定する遊漁承認証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁承認証取扱所に「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

3 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、別記様式1による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。
- (2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

5 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 漁場監視員は、別記様式2による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

6 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

7 遊漁規則の施行の日

令和6年1月1日

別記

内共第6号漁場の持分区域（下豊川漁業協同組合持分）

河川名	区 域
豊川	豊橋市賀茂町と豊川市三上町との境界と対岸豊川市二葉町地先堤防角を結んだ線から豊橋市吉田大橋上流端まで
間川	豊橋市石巻西川町、安川合流点から下流豊川合流点まで
神田川	豊橋市嵩山町、長彦川合流点から下流豊川合流点まで

別記様式1 遊漁承認証

(年券)

- 1 発券番号
- 2 発券年(年度)
- 3 遊漁者 住所氏名
- 4 魚種
- 5 漁具漁法
- 6 遊漁者写真貼付欄
- 7 発行者 下豊川漁業協同組合

(日券)

- 1 発券番号
- 2 発券年月日
- 3 遊漁者 住所氏名
- 4 魚種
- 5 漁具漁法
- 6 遊漁料
- 7 発行者 下豊川漁業協同組合

別記様式2 漁場監視員証

表

漁場監視員証	
No	
発行年月日	年 月 日
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年令)
生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
割印	写 真
発行者	
下豊川漁業協同組合	印

裏

注意事項
1 本証は他人に貸与し又は譲渡してはいけません。
2 監視員をやめた場合は組合に返納してください。
3 遊漁者に接する場合は本証をまず見せてから、穏やかに話をしてください。
4 漁場監視の場合は本証を携帯してください。
5 本証を紛失したときは直ちに組合へ報告してください。